

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開 (見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和6年(2024年)6月の介護報酬改定において介護職員等の処遇改善加算が1本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

【介護職員等処遇改善加算の算定要件】

1. 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
2. 資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること。
3. 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきましては、以下の通り公表いたします。

処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）

区分	内容
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得仕様とする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施